

第 49 回産業統計部会議事概要

1 日 時 平成 27 年 6 月 1 日 (月) 15:58～17:58

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部 会 長) 西郷浩

(委 員) 川崎茂、野呂順一

(専 門 委 員) 藤田直哉

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県

(調査実施者) 経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室：秦室長ほか

(事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 概 要

- 事務局から、経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）の諮問の概要及び変更案について説明が行われた後、審査メモに沿って審議が行われ、今回の調査計画の変更は、いずれも適当と判断された。

なお、経済産業省生産動態統計調査における統一基準（以下「統一基準」という。）の変更案について、より丁寧な説明を次回部会において調査実施者から求め、確認することとされた。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 調査対象の範囲

① 調査票「紙おむつ月報」の新設

- ・ 日本の紙おむつ生産業界は、歴史的な経緯から、製紙メーカーに加え、衛生用品のメーカーも参入している状況にある。このため、既存調査票の見直しではなく、個別に調査票を作成することが適当と考える。また、調査票の様式も、これまでの業界統計における調査事項を基本としており、報告者負担の観点からも問題はなく、適当と考える。
- ・ 従前の業界統計と今後の公的統計との調査事項には接続性はあるのか。
 - ← 業界統計では、数量・重量という物量を把握しているが、これらは今回の調査票においても調査することになっており、ギャップはないと考えられる。逆に、金額については業界統計では把握できておらず、推計するしかなかったが、今後は正確な数字を把握できるようになるため、業界動向を分析する基礎データを得られるものと期待している。
- ・ 紙おむつを調査品目として採用することに異存はないが、年間出荷額を見ると現状

2000 億円となっており、統一基準の 1000 億円を大きく超えている。調査品目の見直し時期に係る統一基準の運用との関係はどのようになっているのか。

← 大人用紙おむつについては、平成 19 年に 1000 億円を超え、乳幼児用については、それ以前から超えていた。しかしながら、一度、1000 億円を超えたからといって、すぐに調査品目として採用するものではなく、生産規模の安定性、月次調査の可能性、報告者となる事業者との調整結果等を総合的に勘案した上で、調査品目として採用することとなる。

← 生産動態でいう「品目」とは、どのような基準で設定しているのか。例えば、「大人用紙おむつ」「乳幼児用紙おむつ」ではなく、合わせて「紙おむつ」を 1 つの品目とすれば、平成 19 年当時から金額も安定的に 1000 億円という統一基準をクリアしていたのではないか。

← 品目採用の基準としているのは工業統計調査の結果であるが、工業統計調査における品目が「大人用紙おむつ」「乳幼児用紙おむつ」で分かれていたことも要因としてある。

・ 今回新設される調査票に、受入という調査項目があるが、これは国内と海外で区別しなくても良いのか。

← 紙おむつは、単価が安く、かさばることから、基本的に海外からの輸入は想定しにくいため、区別する必要性は乏しいと考える。

・ 統一基準には、注目度が高く今後の伸びが期待される商品も調査品目として検討すると書かれている。例えば、介護ロボットなどのサービス用ロボットは、国の成長戦略の一分野にも掲げられており、今後、このような品目を調査品目として採用する予定はあるのか。

← 昨年度、省内においてもサービスロボットに関する勉強会を開催したが、一言でロボットといっても様々なものがあり、調査する上での品目定義が難しいという課題が浮き彫りになった。しかしながら、把握の重要性は認識しており、引き続き、実査可能性について検討している。

・ 今回の調査票の新設は、統一基準に則した調査品目の採用によるものであり、報告者における記入も問題ないことが確認できたところから、部会として適当であると判断する。

② 調査品目の削除

・ 今回の変更内容は、統一基準に則した調査品目の削除であり、加工統計側の利用にも問題ないことが確認されたことから、部会として適当であると判断する。

(2) 集計事項

- ・ 集計事項について一覧表による情報提供を行うという今回の計画は大変よい取組である。ただし、更に工夫する余地があれば、可能な限り取り組んでいただければと思う。
- ・ 今回の変更内容は、本調査における集計事項について、横断的な把握が容易になることから、部会として適当であると判断する。

(3) 報告を求めるために用いる方法

- ・ 経済産業省直轄調査分の調査票提出部数について、二部となっていたものを一部に変更する内容は、報告者負担の軽減に資することから、部会として適当であると判断する。

(4) 今後の課題について

- ・ 前回部会において、裾切り基準の検討が課題とされた経緯として、母集団が小さい時にも裾切りをすべきか否かという点もあったと記憶している。その意味では、今回の統一基準の変更案において、「母集団の大きさ」について言及がないのはなぜか。
← 「業種の代表性を検討する際には」という文言に含意されていると考えている。
- ・ 今回の統一基準の変更案は、一步前進といえるが、まだ不十分な部分があると感じる。文章化して記載することが難しいものもあるが、「総合的に勘案する」との文言については、もう少し具体的に表現していただきたい。
また、「業種の代表性」という文言に違和感がある。これでは、日本の全産業の生産状況の中での代表性なのか、特定の業種における代表性なのか分からない。もし、後者を表したいのであれば、「業種内における代表性」とした方が、より正確になるのではないか。
← 御指摘を踏まえ、調整する。
- ・ 今回の統一基準の変更案が了承された際には、いつから適用されるのか。また、現行の調査品目にもどれだけの影響があるのか。
← 平成 29 年以降において改正がある場合に適用される予定である。このため、今回の統一基準の変更をもって、現行の調査に直ちに影響が出るものではない。
- ・ 前回答申における今後の課題であった①裾切り基準の検討、②一部調査事項の一般統計調査への移行については、部会として適当であると判断するが、統一基準の変更案について、今回の議論も踏まえ、次回部会において、より丁寧な説明を調査実施部局に求め、確認することとする。

(5) オンライン調査について

- ・ オンライン調査というものは、あくまでも調査手法の一つであり、報告者側の御判断で使っていただければよいのであって、強制するようなものではないと思う。しかしながら、少しでもオンライン調査を推進していくという姿勢は重要である。例えば、オンライン提出ができない理由は把握しているか。
← オンライン調査を利用していない報告者からは、例えば、「紙の方が保存しやすいため」といった意見のほか、「社内規定で、オンライン提出がそもそも不可能」、「セキュリティレベルが高すぎて、送信エラーとなり、提出が不可能」といった理由も聞いているところである。
← 今の説明のように、実施者側ではクリアできない事情もあることからできる範囲で取り組むことが妥当と考える。
- ・ 本調査のオンライン利用率は 50%から漸増傾向にあり、比較的高い状況にある中で、オンライン調査の周知やオンラインによる報告の働きかけ等、従前から実施している取組に加え、オンライン利用率のバラツキを勘案した働きかけも行うこととしており、オ

ンラインによる回収率の向上方策については、部会として適当であると判断する。

(6) その他

- ・ 本調査は GDP 速報の基礎データにも利用されているため、内閣府からも何か要望があるのではないか。現状、経済産業省に要望は来ているのか。
 - ← 今回の変更も含め、適宜連絡は取り合っているところだが、現状では、内閣府からの要望は特段把握していない。要望があれば、検討させていただく。
- ・ 先日の統計委員会において、消費税の取扱いに係るガイドラインが示された。本調査は生産動向を調査するという意味で、基本的に物量を把握しているものだが、一部では金額を把握しているものもある。消費税の取扱いについては、どのように対応するのか。
 - ← 本調査で設けている金額欄については税込で記入することを求めているが、実際の記入に当たって、税込みでの記入が難しい企業もあると思われる。また、月次調査という報告者負担や推計方法の難しさなど課題は大変多いと思うが、ガイドラインに沿った形で対応を図ってまいりたい。
- ・ 本調査だけの問題ではないが、秘匿処置と調査対象範囲の見直しが連動することには問題があるように思う。将来的に、日本における生産動向の大きな部分を占める業種において、寡占化が進んだ場合にも、調査品目から削除するわけにはいかないのではないか。
 - ← 御指摘の点については、統計のあり方としても考えていかななくてはならないことだと思う。報告者負担といった観点は大前提にした上で、今後の取扱いについては、慎重に検討して参りたい。

6 その他

次回は、平成 27 年 6 月 15 日（月）16 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。